

京都市告示第 140 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 16 年 1 月 1 日付けで認可した栃本会について変更の届出があったため，同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 2 年 6 月 1 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

○ 栃本会

	変更前	変更後
事務所の所在地	京都府北桑田群京北町大字栃本小字西町 49 番地	京都市右京区京北栃本町西町 49 番地

(文化市民局地域自治推進室)